

## 牧之原市空き家活用リフォーム等補助金の申請の流れ

空き家・空き地バンク制度に登録された空き家物件を購入または賃貸借して、市外から移住する方に、空き家のリフォームや残置物処理の費用を補助します。

申請には、「事前協議」が必要となりますので、以下の流れに沿って手続きをお願いします。

各申請時において、必要な書類については「提出書類確認表」をご覧ください。

### 1 事前協議

工事等の着手前に、「事前協議書」を提出。

この事前協議により補助対象となるかの判断を行います。

リフォーム工事・残置物処理の実施

### 2 事前協議内容変更申出

事前協議書の内容（工事内容または補助申請額）に変更がある場合は、「事前協議内容変更申出書」を提出。

変更申出が必要な場合（例）

- ・工事の内容を変更する場合（床の張替え工事を壁紙張替え工事に変更など）
- ・工事の内容に追加がある場合（扉の取替工事の追加など）
- ・工事費用の増加により補助申請額が増額となる場合  
（台所の床の張替え工事費が50,000円増加することにより、補助申請額25,000円の増額など）

リフォーム工事・残置物処理の終了

### 3 交付申請

リフォーム工事および残置物処理の終了後、「交付申請書兼実績報告書」を提出。

**申請期限** リフォーム工事と残置物処理では申請期限が異なりますので、ご注意ください。

リフォーム工事：補助対象空き家の引渡日から1年以内

残置物処理：補助対象空き家の引渡日から6ヶ月以内

ご質問やご不明な点は下記までお問い合わせください。

○ 問い合わせ先

牧之原市役所 企画政策部 情報交流課

電話：0548-23-0040